



平成 28 年 5 月 12 日

各 位

上 場 会 社 名 グ ロ ー リ ー 株 式 会 社
代 表 者 代表取締役社長 尾 上 広 和
本 社 所 在 地 兵庫県姫路市下手野一丁目 3 番 1 号
コ ー ド 番 号 6 4 5 7
上 場 取 引 所 東証第一部
決 算 期 3 月
問 合 せ 先 経営企画部長 犬賀昌人
T E L (0 7 9) 2 9 7 - 3 1 3 1

取締役向け業績連動型株式報酬制度における 株式報酬等の額及び内容改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 24 日開催予定の第 70 回定時株主総会（以下「本総会」という。）に、当社の取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容の改定に係る議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 改定の理由

当社は、平成 27 年 6 月 26 日開催の第 69 回定時株主総会（以下「前総会」という。）において、当社の中長期的な業績向上及び企業価値増大を目的に、当社取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入についてご承認いただき、今日に至っておりますが、今般、グループ全体の企業価値向上への貢献意欲をより高めることを目的として、本制度の一部を改定することにつき、本日開催の取締役会において決定いたしました。

具体的には、当社取締役に加え、国内子会社（以下「対象子会社*」という。）の取締役社長も本制度の対象としたうえで、当社が本制度を一体的に管理するため、本制度に係る株式報酬等の額及び内容の改定を行うものであります。前総会においてご承認いただいた本制度の内容は、次項において記載する点を除き、維持するものといたします。

なお、本制度の改定は、対象子会社の株主総会において、「取締役社長に対する業績連動型株式報酬制度等の額及び内容決定」の決議がなされることを条件としております。

* 平成 28 年 5 月 12 日現在で、12 社であります。

2. 改定後の本制度における報酬等の額及び内容等

(1) 本制度の概要

当社は、現在、平成 28 年 3 月 31 日で終了する事業年度から平成 30 年 3 月 31 日で終了する事業年度までの 3 年間を対象とする『2017 中期経営計画』を推進中であり、本制度は、当該計画期間中の各事業年度の役位及び業績目標の達成度に応じて、当社取締役及び対象子会社の取締役社長に対して、役員報酬として当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭の交付及び給付を行う制度であります。前総会では、当社取締役のみを対象とする制度としてご承認いただきましたが、平成 29 年 3 月 31 日で終了する事業年度より対象子会社の取締役社長も対象に加えることといたしました。

(2) 各対象会社が拠出する金銭の上限等

当社は、前総会におけるご承認に基づき、合計 120 百万円を上限とする金銭を、信託期間に係る当社取締役への報酬として拠出し、受益者要件を満たす当社取締役を受益者とする信託（以下「本信託」という。）を設定しておりますが、本制度の対象者に対象子会社の取締役社長を追加することに伴い本信託の内容を変更し、信託期間内に当社が本信託へ拠出する信託金の上限を 236 百万円といたします。なお、増額される信託金については、信託期間に係る各対象子会社の取締役社長への報酬となるため、各対象子会社が負担するものといたします。

また、対象子会社の取締役社長に付与される 1 年当たりのポイント数の総数の上限は 13,900 ポイントとし、当社取締役に付与される 1 年当たりのポイント数の総数の上限との合計は 23,900 ポイントとなります。そのため、本信託が取得する株式数（以下「取得株式数」という。）は、当社取締役に付与される 1 年当たりのポイント数の上限に信託期間の年数 3 を乗じた数に相当する株式数（30,000 株）に、対象子会社の取締役社長に付与される 1 年当たりのポイント数の上限に信託期間の年数 2 を乗じた数に相当する株式数（27,800 株）を合計した株式数（57,800 株）が上限となります。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託金の上限額及び取得株式数の上限の範囲内で、当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得いたします。

取得方法の詳細については、本総会決議後に改めて当社で決定し、開示いたします。

なお、株主の皆様との価値共有及び中長期的な企業業績との連動を図る観点から、本制度により当社取締役及び対象子会社の取締役社長に交付した当社株式は、原則として、在任期間中は売却できないものとしております。

以 上